

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**国民健康保険税※が減免**となります。

※令和4年度分の国民健康保険税(及び令和3年度分の国民健康保険税で一定の条件を満たすもの)であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されているもの。

## 【国民健康保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡した、又は重篤な傷病を負った世帯  
⇒ **国民健康保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少(※)が見込まれる世帯の方  
⇒ **国民健康保険税の一部を減額**

### ※国民健康保険税が一部減額される具体的な要件

- (1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入などのいずれかの減少額が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **国民健康保険税の減免額は、減免対象保険税額  $(A \times B / C)$  に減免割合(d) をかけた金額です。**

### 減免対象の保険税額 $(A \times B / C)$

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額  
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額  
C:世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

### 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額に応じた減免割合 (d)

- 300万円以下の場合 : 10分の10  
400万円以下の場合 : 10分の8  
550万円以下の場合 : 10分の6  
750万円以下の場合 : 10分の4  
1000万円以下の場合 : 10分の2

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは **竹田市税務課 課税係** にお問い合わせください。

竹田市 税務課 電話：0974-63-4803 メールアドレス：zeimu@city.taketa.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しています。

竹田市公式サイト：<https://www.city.taketa.oita.jp/> (「竹田市 コロナ 減免」で検索)